

個人情報の保護に関する法律に基づく知事の処分に係る審査基準（案）

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）に基づき知事が行う処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第5条第1項の規定による審査基準は次のとおりとする。

第1 開示決定等の審査基準

1 保有個人情報の開示・不開示に関する基本事項

法第78条第1項本文

第78条 行政機関の長等は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下この節において「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

（1）開示・不開示の基本的考え方

開示請求制度は、個人が、行政機関等の保有する自己に関する個人情報の正確性や取扱いの適正性を確認する上で重要な制度であるため、法では、不開示情報以外は開示しなければならないとの原則開示の枠組みとしている。一方で、本人や第三者、法人等の権利利益や公共の安全と秩序の維持、公共の利益等も適切に保護する必要があるため、本人に対して開示することによる利益と開示しないことによる利益とを適切に比較衡量する必要がある。

このため、開示しないことに合理的な理由がある情報を不開示情報としてできる限り明確かつ合理的に定め、この不開示情報が含まれていない限り、開示請求に係る保有個人情報を開示しなければならない。

（2）不開示情報の類型

法第78条第1項各号の不開示情報は、保護すべき利益に着目して分類したものであり、ある情報が各号の複数の不開示情報に該当する場合があります。したがって、ある保有個人情報を開示する場合は、本条各号の不開示情報のいずれにも該当しないことを確認する。

（3）開示する旨の決定（法第82条第1項）は、次のいずれかに該当する場合に行う。

ア 開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が記録されていない場合

イ 開示請求に係る保有個人情報の一部に不開示情報が記録されている場合であって、当該不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるとき。ただし、この場合には、不開示情報が記録されている部分を除いて開示する。

ウ 開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が記録されている場合であっても、公益上、特に開示する必要があると認めるとき。

(4) 開示しない旨の決定（法第82条第2項）は、次のいずれかに該当する場合に行う。

ア 開示請求に係る保有個人情報の全てが不開示情報に該当し、全て不開示とする場合（不開示情報に該当する部分を、それ以外の部分と容易に区分して除くことができない場合を含む。）

イ 法第81条の規定により開示請求を拒否する場合（開示請求に係る保有個人情報の存在の有無を明らかにするだけで、不開示情報を開示することになる場合）

ウ 開示請求に係る保有個人情報を、行政機関等において保有していない場合、法第124条第2項（開示請求に係る保有個人情報を検索することが現実的に困難な状態にある場合）に該当する場合又は開示請求の対象が法第60条第1項に規定する保有個人情報に該当しない場合

エ 開示請求の対象が、法第124条第1項（刑の執行等に係る保有個人情報の適用除外）に該当する場合又は他の法律における法の適用除外規定により、開示請求の対象外のものである場合

オ 開示請求書に法第77条第1項各号に規定する事項の記載の不備がある場合、同条第2項に規定する開示請求に係る保有個人情報の本人であること（未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「代理人」と総称する。）による開示請求にあつては、当該開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類に不備がある場合等、開示請求に形式的な不備が有る場合（ただし、当該不備を補正することができると認められる場合は、原則として、開示請求者に補正を求めるものとする。）

カ 権利濫用に関する一般法理が適用される場合

この場合において、権利濫用に当たるか否かの判断は、開示請求の態様、開示請求に応じた場合の業務への支障等を勘案し、社会通念上妥当と認められる範囲を超えるものであるか否かを個別に判断して行う。行政機関等の事務を混乱又は停滞させることを目的とする等開示請求権の本来の目的を著しく逸脱する開示請求は、権利の濫用に当たる。

(5) 前2項の判断に当たっては、保有個人情報に該当するかどうかの判断は「第2 保有個人情報該当性の判断基準」に、開示請求に係る保有個人情報が不開示情報に該当するかどうかの判断は「第3 不開示情報該当性の判断基準」に、部分開示をすべきかどうかの判断は「第4 部分開示に関する判断基準」に、裁量的開示をすべきかどうかの判断は「第5 裁量的開示に関する判断基準」に、保有個人情報の存否を明らかにせずに開示請求を拒否すべきかどうかの判断は「第6 保有個人情報の存否に関する情報についての判断基準」に、それぞれ基づき行う。

第2 保有個人情報該当性の判断基準

法第60条第1項

第60条 この章及び第8章において「保有個人情報」とは、行政機関等の職員（地方独立行政法人にあっては、その役員を含む。以下この章及び第8章において同じ。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該行政機関等の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関等が保有しているものをいう。ただし、行政文書（略）又は地方公共団体等行政文書（地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図面及び電磁的記録であって、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の職員が組織的に用いるものとして、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有しているもの（行政機関情報公開法第2条第2項各号に掲げるものに相当するものとして政令で定めるものを除く。）をいう。）（以下この章において「行政文書等」という。）に記録されているものに限る。

開示請求の対象が法第60条第1項に規定する保有個人情報に該当するかどうかについては、次の1～5を踏まえ、判断する。

- 1 「個人に関する情報」とは、個人に関連する情報全般を意味する。したがって、個人の属性、人格や私生活に関する情報に限らず、個人の知的創作物に関する情報及び組織体の構成員としての個人の活動に関する情報も含まれる。
- 2 「地方公共団体の機関の職員が職務上作成し、又は取得した」とは、地方公共団体の機関の職員が当該職員に割り当てられた仕事を遂行する立場で、すなわち公的立場において作成し、又は取得したことをいう。
- 3 「組織的に利用する」とは、作成又は取得に関与した職員個人の段階のものではなく、組織の業務上必要な情報として利用することをいう。
- 4 「地方公共団体の機関が保有している」とは、当該地方公共団体の機関が当該個人情報について事実上支配している状態（当該個人情報の利用、提供、廃棄等の取扱いについて判断する権限を有している状態を意味する。）をいう。したがって、例えば、個人情報が記録されている媒体を書庫等で保管し、又は倉庫業者等に保管させている場合は含まれるが、民間事業者が管理するデータベースを利用する場合は含まれない。
- 5 「地方公共団体等行政文書に記録されているものに限る」とは、保有個人情報が文書、図画、電磁的記録等何らかの媒体に記録されているものでなければならないことをいう。

したがって、職員が単に記憶しているにすぎないものは、保有個人情報には該当しない。

また、官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものに記録されているものも、これらが行政文書に該当しないため保有個人情報に該当しない

第3 不開示情報該当性の判断基準

開示請求に係る行政文書に記録されている個人情報が開示情報に該当するかどうかの判断は、次の基準により行う。なお、当該判断は、開示決定等を行う時点における状況に基づき行うものとする。

1 「個人に関する情報」

(1) 「開示請求者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報」

法第78条第1項第1号

(1) 開示請求者（第76条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第3号、次条第2項並びに第86条第1項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

「開示請求者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報」については、次のア・イを踏まえ、判断する。

ア 「開示請求者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報」とは、例えば患者本人が自己のカルテの開示請求をしている場合であっても、患者の精神状態、病状の進行状態等から、開示することが患者の病状等の悪化をもたらすことが予見される場合、児童虐待の告発等の児童本人に関する情報を親が法定代理人として開示請求する場合に、開示することで児童虐待の悪化等をもたらすことが予見される場合など、開示請求に係る個人情報の本人に開示することにより、当該本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれのあるものをいう。

イ 本号が該当する例としては、末期がんや不治の病気に罹患している等、本人が知ることによって、自殺や自暴自棄に陥るおそれのある情報などがあり、本号の適用に当たっては、具体的ケースに即して慎重に判断する必要がある。

(2) 「開示請求者以外の個人に関する情報」

法第78条第1項第2号本文

(2) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

「開示請求者以外の個人に関する情報」については、次のア～オを踏まえ、判断する。

ア 「開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除

く。)」

(ア)「個人に関する情報」とは、思想、信条、信仰、趣味等に関する情報、職業、資格、学歴等に関する情報、収入、財産状況等に関する情報、健康状態、病歴等に関する情報など個人に関するすべての情報をいう。個人の属性、人格や私生活に関わる情報に限らず、個人の知的創作物に関する情報、組織体としての構成員としての個人の活動に関する情報も該当する。

この場合の「個人」とは、住所、国籍を問わず、外国人を含むあらゆる自然人を対象とする。また、生存する個人に関する情報のほか、死亡した個人に関する情報も含まれる。

(イ)「事業を営む個人の当該事業に関する情報」は、個人に関する情報に含まれるが、当該事業に関する情報であるので、法人等に関する情報と同様の要件により不開示情報該当性を判断することが適当であることから、法第78条第1項第3号の規定により判断され、本号の個人情報からは除外されている。

イ 「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの」

(ア)「特定の個人を識別することができるもの」とは、当該情報に係る個人が誰であるかを識別させることができることをいう。

(イ)「その他の記述等」とは、氏名及び生年月日以外の記述又は個人別に付された番号その他の符号等をいい、映像や音声も、それによって特定の個人を識別することができる限りにおいて「その他の記述等」に含まれる。例えば、住所、電話番号、役職名並びに個人別に付された記号及び番号等がある。

ウ 「特定の個人を識別することができる」

当該情報の本人である特定の個人が誰であるかを識別することができる場合をいう。

エ 「他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。」

当該情報のみでは特定の個人を識別できない場合であっても、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものについても個人識別情報として不開示とする。

照合の対象となる「他の情報」には、その保有者が他の機関である場合も含まれ、また、公知の情報や、図書館等の公共施設で一般に入手可能なもの等一般人が通常入手し得る情報が含まれる。

特別の調査をすれば入手し得るかもしれないような情報については、通例は「他の情報」に含めて考える必要はない。しかし、事案によっては、個人の権利利益を保護する観点からは、より慎重な判断を要する。

特定の個人を識別することができる情報ではないものであっても、特定の集団に属する者に関する情報を開示すると、当該集団に属する個人に不利益を及ぼすおそれが

あるものは、当該情報の性質、集団の性格及び規模等により、個人識別情報に該当する場合がある。

また、当該個人を認識するために実施可能と考えられる手段について、その手段を実施する人物が誰であるか等をも視野に入れつつ、合理的な範囲で判断する。

オ 「開示請求者以外の特定の個人を識別することができないが、開示することにより、なお、開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」

「開示請求者以外の個人の権利利益を侵害するおそれ」とは、法令等又は社会通念に照らして開示請求者以外の個人が有すると考えられる権利利益が侵害されるおそれがある場合をいい、当該個人の権利利益が侵害されるかどうかについては、開示請求者と当該個人との関係や当該個人の個人情報の内容等を勘案して個別具体的に判断する。

例えば、匿名の作文や、無記名の個人の著作物のように、個人の人格と密接に関連するものや、開示すれば財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがあると認められるものが該当する。

(3)「法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」

法第78条第1項第2号イ

イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

「法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」については、次のア～ウを踏まえ、判断する。

ア 「法令の規定」には、何人に対しても等しく当該情報を開示すること又は公にすることを定めている規定のほか、特定の範囲の者に限り当該情報を開示することを定めている規定が含まれる。なお、ここでの「法令」には条例も含まれる。

イ 「慣行として開示請求者が知ることができる情報」には、慣習法としての法規範的な根拠を要するものではなく、事実上の慣習として知ることができ、又は知ることが予定されているものが該当する。当該保有個人情報と同種の情報について、本人が知ることができた事例があったとしても、それが個別的な事例にとどまる限り「慣行として」には当たらない。

この情報に該当するものとしては、請求者（本人）の家族構成に関する情報（配偶者や子の名前、年齢、職業等）等が考えられる。

ウ 「知ることが予定されている情報」

実際には知らされていないが、将来的に知らされることが予定されている場合をいう。

「予定」とは将来知らされることが具体的に決定されていることは要しないが、請求

の対象となっている情報の性質、利用目的等に照らして通例知らされるべきものと考えられることをいう。

(4)「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」

法第78条第1項第2号ロ

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」については、次のことを踏まえ、判断する。

開示請求者以外の個人に関する情報であって、不開示にすることにより保護される開示請求者以外の個人の権利利益よりも、開示請求者を含む人の生命、健康等の利益を保護することの必要性が上回るときには、当該情報を開示しなければならないこととするものである。現実には、人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれる。

この比較衡量に当たっては、個人の権利利益にも様々なものがあり、また、人の生命、健康、生活又は財産の保護にも、保護すべき権利利益の程度に差があることから、個別の事案に応じた慎重な検討が必要である。

(5)「公務員等の職及び職務の遂行に係る情報」

法第78条第1項第2号ハ

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人の職員を除く。）、独立行政法人等の職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員及び地方独立行政法人の職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

「公務員等の職及び職務の遂行に係る情報」については、次のア～ウを踏まえ、判断する。

ア 「公務員等」とは、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。また、国家公務員及び地方公務員は、一般職であるか特別職であるか、常勤であるか非常勤であるかを問わない。

イ 「職務の遂行に係る情報」とは、公務員等が行政機関その他の国の機関、独立行政法

人、地方公共団体又は地方独立行政法人等の機関の一員として、その担任する職務を遂行する場合における当該活動についての情報を意味する。例えば、苦情相談に対する担当職員の対応内容に関する情報等が含まれる。

ウ 「当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」

(ア) 公務員等の職及び職務の遂行に関する情報には、当該公務員等の氏名、職名及び職務遂行の内容によって構成されるものがあるが、その職名と職務遂行の内容については不開示とはならない。

(イ) 公務員等の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名については、公にした場合、公務員等の私生活等に影響を及ぼすおそれがあり得ることから、私人の場合と同様に個人情報として保護に値すると位置付けた上で、法第78条第1項第2号イに該当する場合には例外的に開示することとなる。

例えば、行政機関等により作成され、又は行政機関等が公にする意思をもって（あるいは公にされることを前提に）提供した情報を基に作成され、現に一般に販売されている職員録に職と氏名とが掲載されている場合には、その職にある者の氏名を一般に明らかにしようとする趣旨であると考えられ、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている」場合に該当する。

2 「法人等に関する情報」

(1) 「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）に関する情報」

法第78条第1項第3号本文

(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）に関する情報」については、ア～ウを踏まえ、判断する。

ア 「法人その他の団体」には、株式会社等の商法上の会社、財団法人、社団法人、学校法人、宗教法人等の民間の法人のほか、政治団体、外国法人や法人ではないが権利能力なき社団等、外国政府（これに準じるものを含む。）、国際機関（国際会議その他国際的な協調に係る枠組みの事務局等を含む。）も含まれる。なお、国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人は含まれない。

イ 「法人その他の団体に関する情報」は、法人等の組織や事業に関する情報のほか、法人の権利利益に関する情報等法人等との関連性を有する情報を指す。

なお、法人の構成員に関する情報は、法人に関する情報であると同時に、構成員各個人に関する情報でもある。

ウ 「事業を営む個人の当該事業に関する情報」は、事業に関する情報であるので、アで掲げた法人等に関する情報と同様の要件により、事業を営む上での正当な利益等について不開示情報該当性を判断することが適当であることから、本号で規定している。

(2)「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」(法第78条第1項第3号ただし書)

「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」については、次のことを踏まえ、判断する。

当該情報を開示することにより保護される人の生命、健康等の利益と、これを開示しないことにより保護される法人等又は事業を営む個人の権利利益とを比較衡量し、前者の利益を保護することの必要性が上回るときには、当該情報を開示する。

現実には人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれる。

なお、法人等又は事業を営む個人の事業活動と人の生命、健康等に対する危害等との明確な因果関係が確認されなくても、現実には人の生命、健康等に対する被害等の発生が予想される場合もあり得る。

(3)「当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」

法第78条第1項第3号イ

イ 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

「当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」については、次のア～エを踏まえ、判断する。

ア 「権利」には、信教の自由、集会・結社の自由、学問の自由、財産権等、法的保護に値する権利一切を含む。

イ 「競争上の地位」とは、法人等又は事業を営む個人の公正な競争関係における地位を指す。

ウ 「その他正当な利益」とは、ノウハウ、信用等、法人等又は事業を営む個人の運営上の地位を広く含む。

エ 「害するおそれ」があるかどうかの判断に当たっては、法人等又は事業を営む個人には様々な種類、性格のものがあり、その権利利益にも様々なものがあるので、当該法人等又は事業を営む個人の性格や権利利益の内容、性質等に応じ、当該法人等又は事業を

営む個人の権利保護の必要性、当該法人等又は事業を営む個人と行政との関係、競争事情等を十分考慮して適切に判断することが求められる。

なお、この「おそれ」の判断に当たっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められる。

(4)「任意に提供された情報」

法第78条第1項第3号ロ

ロ 行政機関等の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

「任意に提供された情報」については、次のア～オを踏まえ、判断する。

ただし、開示しないとの条件が付されていても、現に当該情報が公になっている場合、同種の情報が既に開示されているなどの事情がある場合には、不開示情報に該当しないものとする。

ア 「行政機関等の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたもの」とは、行政機関等の要請を受けずに、法人等又は事業を営む個人から提供申出があった情報であっても、提供に先立ち、法人等又は事業を営む個人の側から開示しないとの条件が提示され、行政機関等において合理的理由があるとしてこれを受諾した上で提供を受けた場合には、これに含まれる。

イ 「行政機関等の要請」には、法令に基づく報告又は提出の命令は含まないが、行政機関の長等が報告徴収権限を有する場合でも、当該権限を行使することなく、任意に提出を求めた場合は含まれる。

ウ 「開示しない」とは、法や条例に基づく開示請求に対して開示しないことはもちろんであるが、第三者に対して当該情報を提供しないという意味である。また、特定の行政目的以外の目的には利用しないとの条件で情報の提供を受ける場合も通常含まれる。

エ 「条件」については、①行政機関等の側から開示しないとの条件で情報の提供を申し入れる場合、②法人等又は事業を営む個人の側から行政機関等の要請により情報は提供するが開示しないで欲しいと申し出る場合が該当するが、いずれにしても双方の合意により成立する。また、条件を設ける方法については、黙示的なものを排除する趣旨ではない。

オ 「法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」

(ア)「法人等又は個人における通例」とは、法人等又は個人の個別具体的な事情ではな

く、当該法人等又は個人が属する業界における通常の実扱いを意味し、当該法人等又は個人において開示しないこととしていることだけでは足りない。

- (イ) 開示しないとの条件を付すことの合理性の判断に当たっては、提供された情報の性質に応じ、当該情報の提供当時の諸般の事情を考慮して判断するが、必要に応じ、その後の変化も考慮する。開示しないとの条件が付されていても、現に当該情報が公になっていたり、同種の情報が既に開示されている等の事情がある場合には、これには当たらない。

3 「公共の安全等に関する情報」

法第78条第1項第5号

- (5) 行政機関の長又は地方公共団体の機関（都道府県の機関に限る。）が開示決定等をする場合において、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると当該行政機関の長又は地方公共団体の機関が認めることにつき相当の理由がある情報

「公共の安全等に関する情報」については、次の（１）～（７）を踏まえ、判断する。

- (1) 「犯罪の予防」とは、罪の発生を未然に防止することをいう。
- (2) 「犯罪の鎮圧」とは、犯罪が正に発生しようとするのを未然に防止したり、犯罪が発生した後において、その拡大を防止し、又は終息させることをいう。
- (3) 「犯罪の捜査」とは、捜査機関が犯罪があると思料するときに、公訴の提起等のために犯人及び証拠を発見・収集・保全することをいう。犯罪捜査の権限を有する者は、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）によれば、検察官、検察事務官及び司法警察職員であり、司法警察職員には、一般司法警察職員（警察官）と特別司法警察職員（労働基準監督官、海上保安官等）がある。
- (4) 「公訴の維持」とは、検察官が裁判所に対し、特定の刑事事件について審判を求める意思表示をすることを内容とする訴訟行為を公訴の提起というところ、この提起された公訴の目的を達成するため、終局判決を得るまでに検察官が行う公判廷における主張・立証、公判準備等の活動を指す。
- (5) 「刑の執行」とは、刑法（明治40年法律第45号）第2章に規定された死刑、懲役、禁錮、罰金、拘留、科料、没収、追徴及び労務場留置の刑又は処分を具体的に実施することをいう。保護観察、勾留の執行、保護処分の執行、観護措置の執行、補導処分の執行、監置の執行、過料、訴訟費用、費用賠償及び仮納付の各裁判の執行、恩赦についても、刑の執行に密接に関連するものでもあることから、開示することにより、これら保護観察等に支障を及ぼし、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報は、本号に該当する。
- (6) 「公共の安全と秩序の維持」とは、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持及び刑の

執行に代表される刑事法の執行を中心としたものを意味する。

刑事訴訟法以外の特別法により、臨検、搜索、差押え、告発等が規定され、犯罪の予防・捜査とも関連し、刑事司法手続に準ずるものと考えられる犯則事件の調査、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）違反の調査等や、犯罪の予防・捜査に密接に関連する破壊的団体（無差別大量殺人行為を行った団体を含む。）の規制、暴力団員による不当な行為の防止、つきまとい等の規制、強制退去手続に関する情報であって、開示することにより、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるものは、本号に含まれる。

また、開示することにより、テロ等の人の生命、身体、財産等への不法な侵害や、特定の建造物又は電子情報処理システムへの不法な侵入・破壊を招くおそれがある等、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがある情報や、被疑者・被告人の留置・勾留に関する施設保安に支障を生ずるおそれのある情報も本号に含まれる。

一方、風俗営業等の許可、伝染病予防、食品、環境、薬事等の衛生監視、建築規制、災害警備等の、一般に開示しても犯罪の予防、鎮圧等に支障が生ずるおそれのない行政警察活動に関する情報については、法第78条第1項第7号の事務又は事業に関する不開示情報の規定により、開示・不開示が判断されることになる。

（7）「支障を及ぼすおそれがあると地方公共団体の機関が認めることにつき相当の理由があるもの」

開示することにより、犯罪の予防、鎮圧、捜査等の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報については、その性質上、開示・不開示の判断に犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要することなどの特殊性が認められることから、司法審査の場においては、裁判所が、本号に規定する情報に該当するかどうかについての県の機関の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるか（「相当の理由」があるか）否かについて審理・判断するのが適当であると判断されたことにより、このような規定とされている。

4 「審議、検討等に関する情報」

法第78条第1項第6号

（6）国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

「審議、検討等に関する情報」については、次の（1）～（7）を踏まえ、判断する。

（1）「国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間」

「国の機関」とは、国会、内閣、裁判所及び会計検査院並びにこれらに属する機関を指す。これらの国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人について、それぞれの機関の内部又は他の機関との相互間の意味である。

(2) 「審議、検討又は協議に関する情報」

国の機関等の事務及び事業について意思決定が行われる場合に、その決定に至るまでの過程においては、例えば、具体的な意思決定の前段階としての政策等の選択肢に関する自由討議のようなものから、一定の責任者の段階での意思統一を図るための協議や打合せ、決裁を前提とした説明や検討、審議会等又は行政機関等が開催する有識者等を交えた研究会等における審議や検討等、様々な審議等が行われており、これら各段階において行われる審議等に関連して作成され、又は取得された情報を指す。

(3) 「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」とは、開示することにより、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合をいい、適正な意思決定手続の確保を保護利益とするものである。

(4) 「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」とは、未成熟な情報や事実関係の確認が不十分な情報等を公にすることにより、国民の誤解や憶測を招き、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある場合をいう。

これは適正な意思決定を行うことそのものを保護するのではなく、情報が公にされることによる国民への不当な影響が生じないようにするものである。

(5) 「特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ」

尚早な時期に、あるいは事実関係の確認が不十分なままで情報を開示することにより、不正な投機を助長するなどして、特定の者に不当に利益を与え又は不利益を及ぼすおそれがある場合を想定したもので、事務及び事業の公正な遂行を図るとともに、国民への不当な影響が生じないようにするものである。

(6) 「不当に」

上記(3)から(5)までにおいて、「不当に」とは、審議等の途中の段階の情報を開示することの必要性を考慮してもなお、適正な意思決定の確保等への支障が看過し得ない程度のものであることを意味する。

予想される支障が「不当」なものかどうかの判断は、当該情報の性質に照らし、開示することによる利益と不開示にすることによる利益とを比較衡量した上で判断する。

(7) 不開示情報該当性の判断の時期と審議等に関する情報への該当性の関係

審議、検討等に関する情報については、意思決定が行われた後は、一般的には、当該意思決定そのものに影響が及ぶことはなくなることから、本号の不開示情報に該当する場合は少なくなるものと考えられるが、当該意思決定が全体として一つの政策決定の一部の構成要素であったり、当該意思決定を前提として次の意思決定が行われる等、審議、検討等の過程が重層的、連続的な場合には、当該意思決定後であっても、政策全

体の意思決定又は次の意思決定に関して本号に該当するかどうかの検討が必要である。

また、審議、検討等が終了し、意思決定が行われた後であっても、当該審議、検討等に関する情報が開示されると、国民の間に混乱を生じさせたり、将来予定されている同種の審議、検討等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがあれば、本号に該当する場合がある。

5 事務又は事業に関する情報

- (1) 「次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」

法第78条第1項第7号本文

- (7) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

「次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」については、次のア～ウを踏まえ、判断する。

ア 「次に掲げるおそれ」として本号イ及びハからトまでに掲げたものは、各機関共通的に見られる事務又は事業に関する情報であって、その性質上、開示することにより、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられる典型的な支障を挙げたものである。

これらの事務又は事業のほかにも、同種のものが反復されるような性質の事務又は事業であって、ある個別の事務又は事業に関する情報を開示すると、将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの等、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」のあるものがあり得る。

記者発表等、一定期間後に一斉に公表される予定となっている文書については、公表日前に開示することにより当該事務又は事業の遂行に支障を及ぼすおそれがあると判断されるのであれば、本号に該当する。

イ 「当該事務又は事業の性質上」

当該事務又は事業の本質的な性格、具体的には、当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手法等に照らして、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるかどうかを判断する。

ウ 「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」とは、行政機関の長等の恣意的判断を許容する趣旨ではなく、各規定の要件の該当性は客観的に判断される必要があり、また、事務又は事業の根拠となる規定・趣旨に照らし、個人の権利利益を保護する観点からの開示の必要性等の種々の利益を衡量した上で「適正な遂行」と言えるものであることが求めら

れる。

「支障」の程度は、名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求される。

(2) 「国の安全が害されるおそれ等」

法第78条第1項第7号イ

イ 独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ

「国の安全が害されるおそれ等」については、次のア～エを踏まえ、検討する。

ア 「国の安全が害されるおそれ」

(ア) 「国の安全」とは、国家の構成要素である国土、国民及び統治体制が害されることなく平和で平穏な状態に保たれていること、すなわち、国としての基本的な秩序が平穏に維持されている状態をいう。例えば、直接侵略及び間接侵略に対し、独立と平和が守られている状態、国民の生命が国外からの脅威等から保護されていること並びに国の存立基盤としての基本的な政治方式並びに経済及び社会秩序の安定が保たれている状態等をいう。

(イ) 「国の安全が害されるおそれ」とは、これらの国の重大な利益に対する侵害のおそれ(当該重大な利益を維持するための手段の有効性を阻害され、国の安全が害されるおそれがあると考えられる場合を含む。)をいう。

イ 「他国若しくは国際機関」には、我が国が承認していない地域、政府機関その他これに準ずるもの(各国の中央銀行等)、外国の地方政府又は国際会議その他国際協調の枠組みに係る組織(アジア太平洋経済協力、国際刑事警察機構等)の事務局等を含む。

ウ 「他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ」とは、他国等との間で、相互の信頼に基づき保たれている正常な関係に支障を及ぼすようなおそれをいう。例えば、開示することにより、他国等との取決め又は国際慣行に反することとなる、他国等の意思に一方的に反することとなる、他国等に不当に不利益を与えることとなる等、我が国との関係に悪影響を及ぼすおそれがある情報については、不開示とする。

エ 「他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ」には、他国等との現在進行中の又は将来予想される交渉において、国が望むような交渉成果が得られなくなる、交渉上の地位が低下する等のおそれをいう。例えば、交渉(過去のものを含む。)に関する情報であって、開示することにより、現在進行中の又は将来予想される交渉に関して国がとろうとしている立場が明らかにされ、又は具体的に推測されることになり、交渉上の不利益を被るおそれがある情報が該当する。

- (3)「監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」

法第78条第1項第7号ハ

ハ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

「監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」については、次のア〜クを踏まえ、判断する。

ア 「監査」とは、主として監察的見地から、事務又は事業の執行及び財産の状況の正否を調べることをいい、行政が適切に行われているかを確認するという見地から行う監察もこれに含まれる。

イ 「検査」とは、法令の執行確保、会計経理の適正確保、物資の規格、等級の証明等のために帳簿書類その他の物件等を調べることをいう。

ウ 「取締り」とは、行政上の目的による一定の行為の禁止、又は制限について適法、適正な状態を確保することをいう。

エ 「試験」とは、人の知識、能力等又は物の性能等を試すことをいう。

オ 「租税」には、国税、地方税が該当する。

カ 「賦課」とは、国又は地方公共団体が、公租公課を特定の人に割り当てて負担させることをいう。

キ 「徴収」とは、国又は地方公共団体が、租税その他の収入金を取ることをいう。

ク 「正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」

本号に列挙された監査等の事務は、いずれも事実を正確に把握し、その事実に基づいて評価、判断を加えて、一定の決定を伴うことがある事務である。

これらの事務に関する情報の中には、例えば、監査等の対象、実施時期、調査事項等の詳細な情報のように、事前に開示すると、適正かつ公正な評価や判断の前提となる事実の把握が困難となったり、行政客体における法令違反行為又は法令違反には至らないまでも妥当性を欠く行為を助長したり、巧妙に行うことにより隠蔽をする等のおそれがあるものがあり、このような情報については、不開示とするものである。また、事後であっても、例えば、監査内容等の詳細であってこれを開示すると今後の法規制を免れる方法を示唆することになるようなものは、該当し得る。

- (4)「契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地

方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」
法第 78 条第 1 項第 7 号ニ

ニ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

「契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」については、次のア～エを踏まえ、判断する。

ア 「契約」とは、相手方との意思表示の合致により法律行為を成立させることをいう。

イ 「交渉」とは、当事者が、対等の立場において相互の利害関係事項に関し一定の結論を得るために協議、調整等の折衝を行うことをいう。

ウ 「争訟」とは、訴えを起こして争うことをいう。訴訟、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）に基づく審査請求その他の法令に基づく不服申立てがある。

エ 「国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」

地方公共団体が一方の当事者として、自己の意思により又は訴訟手続上、相手方と対等な立場で遂行する必要等から締結する契約等に関する情報の中には、開示されることにより当事者として認められるべき地位を不当に害するおそれがあるものがあり得る。例えば、用地取得等の交渉方針や用地買収計画案を開示することにより、適正な額での契約が困難になり財産上の利益が損なわれたり、交渉や争訟等の対処方針等を開示することにより、当事者として認められるべき地位を不当に害するおそれがあるものがあり、このような情報は不開示とする。

（５）「調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ」
法第 78 条第 1 項第 7 号ホ

ホ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

「調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ」については、次のことを踏まえ、判断する。

調査研究に係る事務に関する情報の中には、例えば、①知的所有権に関する情報、調査研究の途中段階の情報等で、一定の期日以前に開示することにより成果を適正に広く国民に提供する目的を損ね、特定の者に不当な利益や不利益を及ぼすおそれがあるもの、②試行錯誤の段階の情報で、開示することにより、自由な発想、創意工夫や研究意欲が不当に妨げられ、減退する等、能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあるものがあり、このような情報は不開示とする。

(6)「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」
法第78条第1項第7号へ

へ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」については、次のことを踏まえ、判断する。

人事管理（職員の任免、懲戒、給与、研修その他職員の身分、能力等の管理に関すること。）に係る事務は、当該機関の組織としての維持の観点から行われ、一定の範囲で当該組織の自律性を有するものである。人事管理に係る事務に関する情報の中には、例えば、勤務評定や人事異動、昇格等の人事構想等を開示することにより、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれがあるものがあり、このような情報は不開示とする。

(7)「独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ」
法第78条第1項第7号ト

ト 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

「独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ」については、次のことを踏まえ、判断する。

「地方公共団体が経営する企業」とは、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条の適用を受ける企業をいう。地方公共団体が経営する企業に係る事業については、企業経営という事業の性質上、法第78条第1項第3号の法人等に関する情報と同様な考え方で、その正当な利益を保護する必要がある、これを害するおそれがあるものを不開示とする。ただし、正当な利益の内容については、経営主体、事業の性格、内容等に応じて判断する必要がある、情報の不開示の範囲は同号の法人等とは当然異なり、より狭いものとなる場合があり得る。

第4 部分開示に関する判断基準

開示請求に係る行政文書について、法第79条に基づき部分開示をすべき場合に該当するかどうかについては、次のことを踏まえ、判断する。

1 不開示情報が記録されている場合の部分開示

法第79条第1項

第79条 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

(1)「開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合」とは、開示請求について審査した結果、開示請求に係る保有個人情報に、不開示情報に該当する情報が含まれている場合を意味する。

(2)「容易に区分して除くことができるとき」

ア 当該保有個人情報のどの部分が不開示情報に該当するかという区分けが困難な場合だけでなく、区分けは容易であるがその部分の分離が技術的に困難な場合も部分開示の義務がないことを明らかにしたものである。

「区分」とは、不開示情報に該当する部分とそれ以外の部分とを概念上区分けすることを意味し、「除く」とは、不開示情報に該当する部分を、当該部分の内容が分からないように墨塗り、被覆を行う等、加工することにより、情報の内容を消滅させることをいう。

イ 保有個人情報に含まれる不開示情報を除くことは、当該保有個人情報が文書に記録されている場合、文書の複写物に墨を塗り再複写する等して行うことができ、一般的には容易であると考えられる。

一方、録音テープ、ビデオテープ、磁気ディスクに記録された保有個人情報については、区分して除くことの容易性が問題となる。例えば、複数の人の発言が同時に録音されているが、そのうちの一人から開示請求があった場合や、録画されている映像中に開示請求者以外の者が映っている場合等があり得る。このような場合には、不開示情報を容易に区分して除くことができる範囲で、開示すべき部分を決定することになる。

なお、電磁的記録に記録された保有個人情報については、紙に出力した上で、不開示情報を区分して除いて開示することも考えられる。電磁的記録をそのまま開示することを求められた場合は、不開示情報の部分のみを削除することの技術的可能性等を総合的に判断する必要がある。既存のプログラムで行うことができない場合は、「容易に区分して除くことができるとき」に該当しない。

ウ 「当該部分を除いた部分につき開示しなければならない」

本項は、義務的に開示すべき範囲を定めるものであり、部分開示の実施に当たり、具体的な記述をどのように削除するかについては、法の目的に沿った合目的な判断に委ねられている。すなわち、不開示情報の記録部分の全体を完全に黒く塗るか、文字が判読できない程度に被覆するか、当該記録中の主要な部分だけ塗り潰すかなどの方法の選択は、不開示情報を開示する結果とならない範囲内において、当該方法を講ずることの容易さ等を考慮して判断することとなる。その結果、観念的には一まとまりの不開示情報を構成する一部が開示されることになるとしても、実質的に不開示情報が開示されたと認められないのであれば、不開示義務に反するものではない。

2 開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報又は個人識別情報が記録

されている場合の部分開示

法第 7 9 条第 2 項

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第 1 項第 2 号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

- (1) 「開示請求に係る保有個人情報に前条第 1 項第 2 号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合」

法第 7 9 条第 1 項の規定は、保有個人情報のうち、不開示情報でない部分の開示義務を規定しているが、不開示情報のうち一部を特に削除することにより不開示情報の残りの部分を開示することの根拠規定とはならない。

個人識別情報は、通例は特定の個人を識別可能とする情報（例えば、氏名）と当該個人の属性情報（例えば、当該個人の行動記録）からなる「ひとまとまり」の情報の集合物であり、他の不開示情報の類型が法第 7 8 条第 1 項各号に定められた「おそれ」を生じさせる範囲で不開示情報の範囲を画することができることは、その範囲の捉え方を異にする。

このため、第 1 項の規定だけでは、個人識別情報については全体として不開示となることから、氏名等の部分だけを削除して残りの部分を開示しても個人の権利利益保護の観点から支障が生じないときには、部分開示とするよう、個人識別情報についての特例規定を設けたものである。

「開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。」こととしているのは、「特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」（法第 7 8 条第 1 項第 2 号本文の後半部分）については、特定の個人を識別することとなる記述等の部分を除くことにはならないためである。

- (2) 「当該情報のうち、氏名、生年月日その他開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるとき」

個人を識別させる要素を除去し誰の情報であるかが分からなくなっても、開示することが不相当であると認められる場合もある。例えば、作文等の個人の人格と密接に関連する情報や、個人の未発表の論文等開示すると個人の正当な権利利益を害するおそれのあるものも想定される。

このため、個人を識別させる部分を除いた部分について、開示しても個人の権利利益

を害するおそれのないものに限り、部分開示の規定を適用する。

(3)「当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する」

この規定により、個人識別情報のうち、特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号以外の部分は、個人の権利利益を害するおそれがない限り、第78条第1項第2号に規定する不開示情報ではないものとして取り扱われ、第1項の部分開示の規定が適用される。このため、他の不開示情報の規定に該当しない限り、当該部分は開示されることになる。また、第1項の規定を適用するに当たっては、容易に区分して除くことができるかどうか要件となり、個人を識別させる要素とそれ以外の部分とを容易に区分して除くことができない場合は、当該個人に関する情報は全体として不開示となる。

第5 裁量的開示に関する判断基準

法第80条

第80条 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

法第80条に基づく裁量的開示を行うかどうかについては、次のことを踏まえ、判断する。

法第78条第1項各号の不開示情報に該当する情報であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、行政機関の長等の高度の行政的な判断により、開示することができる。

法第78条第1項各号においても、当該規定により保護する利益と当該情報を開示することによる利益との比較衡量が行われる場合があるが、本条は、法第78条の規定が適用され不開示となる場合であっても、なお開示する必要性があると認められる場合には開示することができる。

第6 保有個人情報の存否に関する情報についての判断基準

法第81条

第81条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、行政機関の長等は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

開示請求に対し、保有個人情報の存否を明らかにしないで当該開示請求を拒否すべき場合かどうかについては、次のことを踏まえ、判断する。

1 「開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を

開示することとなるとき」

開示請求に係る保有個人情報を実際にあるかないかにかかわらず、開示請求された保有個人情報の存否について回答すれば、不開示情報を開示することとなる場合をいう。

開示請求に含まれる情報と不開示情報該当性が結合することにより、当該保有個人情報の存否を回答できない場合もある。例えば、犯罪の容疑者等特定の個人を対象とした内偵捜査に関する情報について、本人から開示請求があった場合等が考えられる。

2 「当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる」

保有個人情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒否する決定も、申請に対する処分であることから、行政手続法第8条に基づき処分の理由を示す必要がある。

提示すべき理由の程度としては、開示請求者が拒否の理由を明確に認識し得るものであることが必要である。

また、個別具体的な理由提示の程度については、当該情報の性質、内容、開示請求書の記載内容等を踏まえ、請求のあった保有個人情報の存否を答えることにより、どのような不開示情報を開示することになるかをできる限り具体的に提示することになる。

存否を明らかにしないで拒否することが必要な類型の情報については、常に存否を明らかにしないで拒否することが必要であり、例えば、保有個人情報が存在しない場合に不存在と答えて、保有個人情報が存在する場合にのみ存否を明らかにしないで拒否したのでは、開示請求者に当該保有個人情報の存在を類推させることになる。

第7 訂正決定等の審査基準

法第90条第1項に基づく訂正請求に基づき、保有個人情報の訂正が妥当かどうかについては、次のことを踏まえ、判断する。

法第90条第1項

第90条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。第98条1項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長等に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下この節において同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法律又はこれに基づく命令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

一 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報

二 開示決定に係る保有個人情報であって、第88条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの

1 「自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。）」

法の訂正請求権の対象は、自己を本人とする保有個人情報すべてではなく、法等の開示決定により自己を本人とする保有個人情報として開示を受ける範囲が確定された次のものに限ることとしている。その理由は、制度の円滑かつ安定的な運営の観点から、対象となる保有個人情報を明確にし、手続上の一貫性を確保しようとしたことによる。

(1)「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」とは、行政機関が行った開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報をいう。

(2)「開示決定に係る保有個人情報であって、第88条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの」とは、法の開示決定に係るものであれば、他の法令の規定により開示を受けたものであっても、開示を受けた範囲は確定していることから対象にすることとしたものである。

2 「内容が事実でないと思料するとき」

本条は、法第65条の「正確性の確保」の趣旨を実効あらしめようとするものであることから、訂正請求をすることができるのは、「内容が事実でないと思料するとき」に限られる。

3 「保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。）」

訂正には、追加又は削除を含む。情報の誤りを正しくすること、情報が不完全である場合に不足している情報を加えること、情報が不要となった場合にそれを除くことをいう。

4 「当該保有個人情報の訂正に関して他の法律又はこれに基づく命令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない」

保有個人情報の訂正について、他の法律又はこれに基づく命令の規定により特別の手続が定められているときは、当該手続により同様の目的を達成することができるので、その法律又は命令の定めるところによることとしたものである。例えば、運転免許証の記載事項について、転居や婚姻等の事由により変更が生じた場合には、道路交通法（昭和35年法律第105号）第94条第1項の規定に基づき運転免許証の記載事項の変更を行うこととされていることから、同法の定める手続によることとなる。

(参考)「評価」に関する情報の取扱いについて

訂正は、保有個人情報の「内容が事実でない」場合に行われるものであり、法第90条に基づく訂正請求の対象は「事実」であって、評価・判断には及ばない。このため、評価・判断の内容そのものについての訂正請求があった場合には、訂正をしない旨の決定をすることとなる。

法における訂正請求権制度のねらいは、保有個人情報の内容の正確性を向上させることにより、誤った個人情報の利用に基づき誤った評価・判断が行われることを防止しようとするものであるが、評価・判断は個人情報の内容だけでなく、様々な要素を勘案してなされるものであるから、訂正請求は行政機関等の判断を直接的に是正すること

にまで及ぶものではない。ただし、評価した行為の有無、評価に用いられたデータ等は事実当たる。

法第92条

第92条 行政機関の長等は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

1 「訂正請求に理由があると認めるとき」

「訂正請求に理由がある」とは、調査等の結果、請求どおり保有 개인정보が事実でないことが判明したときをいう。

2 「利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。」

(1) 訂正請求権制度は、行政機関の長等の努力義務として定めている法第65条の「正確性の確保」を受けて、本人が関与し得る制度として設けるものであり、本条は法第65条と同様に、利用目的の達成に必要な範囲内での訂正を義務付けるものである。訂正請求に係る保有個人情報の利用目的に照らして、訂正の必要がないときは、訂正する義務はない。

(2) 請求内容に理由があるかどうかを判断するために行う調査は、保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲で行えばよく、訂正をすることが利用目的の達成に必要でないことが明らかな場合は、特段の調査を行うまでもない。

具体例としては、過去の事実を記録することが利用目的であるものについて現在の事実に基づいて訂正することを請求するような場合は、訂正する必要がないことが考えられる。

(3) 適切な調査等を行ったにもかかわらず、事実関係が明らかにならなかった場合には、当該請求に理由があると確認ができないこととなるから、訂正決定を行うことはできない。ただし、運用上、事実関係が明らかではない旨を追記する等の適切な措置を講じておくことが適当な場合もあり得る。

第8 利用停止決定の審査基準

法第98条第1項に基づく利用停止請求に基づき、保有個人情報の利用停止が妥当かどうかについては、次のことを踏まえ、判断する。

法第98条第1項

第98条 何人も、自己を本人とする保有 개인정보が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有 개인정보를保有する行政機関の長等に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保

有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下この節において「利用停止」という。）に関して他の法律又はこれに基づく命令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

一 第61条第2項の規定に違反して保有されているとき、第63条の規定に違反して取り扱われているとき、第64条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第69条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

二 第69条第1項及び第2項又は第71条第1項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

1 「各号のいずれかに該当すると思料するとき」

本項は、行政機関等の保有する個人情報の適正な取扱いを確保する趣旨で置かれているものであることから、利用停止を請求することができるのは、開示を受けた保有個人情報が、①利用目的の達成に必要な範囲を超えて保有されているとき、②違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により利用されているとき、③偽りその他不正の手段により取得されているとき、又は④所定の事由に該当しないにもかかわらず利用目的以外の目的で利用又は提供されているとき、のいずれかに該当すると思料するときに限られる。

2 「第61条第2項の規定に違反して保有されているとき」

いったん特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有している場合をいう。

なお、第61条第3項に違反して、当初の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて利用目的の変更を行っている場合も、法第98条第1項第1号により利用停止請求の対象となる。

3 「第63条の規定に違反して取り扱われているとき」

違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用している場合をいう。

4 「第64条の規定に違反して取得されたものであるとき」

偽りその他不正の手段により個人情報が取得された場合をいう。

5 「第69条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき」

法が許容する限度を超えて利用目的以外の目的で保有個人情報を利用している場合をいう。

6 「利用の停止又は消去」

(1)「利用の停止」とは、利用の全面的な停止だけでなく、一部停止を含む。

(2)「消去」とは、当該保有個人情報の全部又は一部を記録媒体から消し去ることをいう。保有個人情報を匿名化することもこれに含まれる。

- 7 「第69条第1項及び第2項又は第71条第1項の規定に違反して提供されているとき」

法が許容する限度を超えて利用目的以外の目的で保有個人情報を提供している場合をいう。

法第100条

第100条 行政機関の長等は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該行政機関の長等の属する行政機関等における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

- 1 「利用停止請求に理由があると認めるとき」

「利用停止請求に理由がある」とは、法第98条第1項第1号又は第2号に該当する違反の事実があると認めるときである。

その判断は、行政機関等の所掌事務、保有個人情報の利用目的及び法の趣旨を勘案して、事実を基に客観的に行う。

- 2 「当該行政機関の長等の属する行政機関等における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で」

(1)「個人情報の適正な取扱いを確保する」とは、法第98条第1項第1号又は第2号に該当する違反状態を是正する趣旨である。

(2)「必要な限度」とは、利用停止請求に係る保有個人情報について、その全ての利用が違反していれば全ての利用停止を、一部の利用が違反していれば一部の利用停止を行う必要があるということである。

例えば、利用目的外の利用を理由として、本人から保有個人情報の消去を求められた場合には、個人情報の適正な取扱いを確保する観点から、当該利用目的外の利用を停止すれば足りる。この場合、当該保有個人情報を消去するまでの必要はなく、仮に消去してしまうと利用目的内での利用も不可能となり、適当でない。

- 3 「当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。」

利用停止請求に理由があることが判明した場合であっても、利用停止を行うことにより保護される本人の権利利益と損なわれる公共の利益との比較衡量を行った結果、後者が優るような場合にまで利用停止を行う義務を課すことは、公共の利益の観点か

らみて適当でない。このため、「当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるとき」は、利用停止をする義務を負わないこととしている。

利用停止請求は、適法でない個人情報の取扱いを是正するために必要な範囲で行うものであり、その効果の及ぶ範囲は、利用停止請求を受けた個人情報自体である。したがって、利用停止請求がなされる前の時点において、当該個人情報に基づいてなされた行政処分の効力に当然に影響を及ぼすものではない。

第9 適用除外等

1 刑の執行等に係る保有個人情報の適用除外

法第124条第1項

第124条 第4節の規定は、刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る保有個人情報（当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係るものに限る。）については、適用しない。

- (1) 刑事事件に係る裁判や刑の執行等に係る保有個人情報を法第5章第4節〔開示、訂正及び資料停止〕の適用除外としたのは、これらの保有個人情報は、個人の前科、逮捕歴、勾留歴等を示す情報を含んでおり、開示請求等の対象とすると、前科等が明らかになる危険性があるなど、逮捕留置者、被疑者、被告人、受刑者等の立場で留置場や監獄に収容されたことのある者等の社会復帰や更生保護上問題となり、その者の不利益になるおそれがあるからである。

例えば、雇用主が、採用予定者の前科の有無やその内容をチェックする目的で、採用予定者本人に開示請求させる場合などが想定される。

- (2) 少年の保護事件に係る裁判や保護処分の執行等に係る保有個人情報は、少年の前歴を示す情報を含んでおり、成人の前科前歴情報と同様に開示の適用除外とする必要性が高いことから、法第5章第4節の適用除外として明記している。
- (3) 「更生緊急保護」とは、更生保護法（平成19年法律第88号）第85条第1項に基づき、同条同項各号に掲げる者が刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束を解かれた後、親族、縁故者等からの援助若しくは公共の衛生福祉その他の施設からの保護を受けられない場合、又はこれらの援助や保護だけでは更生できないと認められる場合に、本人の申出に基づき、国の責任によって応急的に行う宿泊所の供与等の保護措置をいう。

更生緊急保護の対象者の範囲は前科を有する者等に限られており、更生緊急保護に

係る保有個人情報、前科等が明らかになるものであることから、適用除外としたものである。

- (4)「恩赦」は、行政権の作用により裁判の内容を変更し、その効力を変更し若しくは消滅させ、又は国家刑罰権を消滅させるものであり、このため、本人の前科等に関する情報を当然含んでいる（恩赦には、大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権がある。）。

恩赦の対象者の範囲は前科を有する者等に限られており、「恩赦に係る保有個人情報」は、前科等が明らかとなるものであることから、適用除外としたものである。

- (5) 刑の執行等に係る保有個人情報の中には、刑の執行等を受けた者以外の個人情報も含まれ得るが、本項の趣旨を踏まえれば、適用除外とする範囲は、「当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係るもの」に限られている。

(参考) 刑事訴訟法第53条の2第2項において「訴訟に関する書類及び押収物に記録されている個人情報」を適用除外としていることとの関係

刑事訴訟法第53条の2第2項は、「訴訟に関する書類及び押収物」について、法の適用除外としている。「訴訟に関する書類」とは、被疑事件又は被告事件に関して作成し、又は取得された書類をいい、訴訟記録、不起訴記録、公判不提出記録等を含む。例えば、裁判所が作成する判決書や公判調書、検察官が作成する起訴状や不起訴裁定書、冒頭陳述書、供述調書や捜査報告書等の証拠書類のほか、告訴状、不起訴処分通知書、弁護士選任届等の手続関係書類が含まれる。

刑の執行等に係る保有個人情報については、訴訟に関する書類に記録されているものも一部あるが、それ以外の行政文書等にも記載されているため、本項において適用除外とする旨を明記している。

2 検索することが著しく困難である保有個人情報の取扱い

法第124条第2項

2 保有個人情報（行政機関情報公開法第5条、独立行政法人等情報公開法第5条又は情報公開条例に規定する不開示情報を専ら記録する行政文書等に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、第4節（第4款を除く。）の規定の適用については、行政機関等に保有されていないものとみなす」

開示請求に係る保有個人情報を検索することが現実的に困難な状態にある場合には、法第5章第4節〔開示、訂正及び資料停止〕の規定の適用について、行政機関に保有されていないものとみなし、整理された段階で同節の規定を適用する。